

会 議 要 録

名	称	第6回西予市地域づくり活動センター市民検討委員会
事務局		政策企画部まちづくり推進課地域づくり活動センター推進室地域づくり活動センター推進係
	電 話	0 8 9 4－6 2－6 4 0 3
	F A X	0 8 9 4－6 2－6 5 7 4
開催日時		令和2年9月17日(木曜日) 10:00～12:10
開催場所		西予市役所 5階 大会議室
出席者	委員	29名(欠席5名)
	その他	
	事務局	15名
議事内容(要旨)		
事務局	進行：前田眞・愛媛大学教授(委員長) 1. 開会 本日、仕事や体調不良で5名の方が欠席との連絡あり。通常の検討委員会より欠席者は多いが、市民検討委員会設置要綱第6条の2で「委員の過半数が出席しなければ開くことができない」により、委員の半数以上の出席をいただいているので、会の成立を報告する。	
委員長	これまで議論してきた地域づくり活動センターが持つ機能について、事務局の方で委員の意見をまとめていただいた。事務局から報告のあとで協議となりますので、積極的な議論をお願いしたい。 それでは、次第に沿って進めて参りたい。報告事項として、西予市公民館分館制度分科会について、河野分科会会長より報告。 2. 報告事項 ・西予市公民館分館制度分科会について 第4回西予市分館制度分科会報告の前に、委員の皆さんの	

分館制度分科会 会長	机上に資料として「分資 4－1」を配布しているのでご拝読いただきたい。 第 4 回西予市公民館分科会は、令和 2 年 9 月 8 日（火曜日）、三瓶文化会館にて、午前 9 時 30 分から午後 12 時すぎまで、委員 16 名全員参加のもと開催した。傍聴者は 4 名。 資料内容は、第 1 回から第 3 回までの分館制度分科会をまとめたものと、「課題の抽出」という資料を今までのまとめとして報告する。 ※資料「分資 4－1」を読み上げ 1 回目から 3 回目の分科会内容をまとめ、第 4 回の分館制度分科会は、各委員から活発に意見を出していただいた。三瓶地区委員からの意見と三瓶地区以外の参加された、旧東宇和 4 町 8 人の委員全員の意見を拾い、三瓶地区の今までの話し合った内容を基に、分館制度の今後のあり方について、討議を重ねた。 その中で、昨年、住民説明会において分館制度が変わることを説明したが、地域住民に対しての説明が十分できていない現状を踏まえて、各分館長に対して、今までの分科会内容をまとめて報告し、三瓶地区住民にも分科会内容を説明する必要があるのではないかという結論に至ったことから、分館長会を近々開く予定である。 次回の分館制度分科会開催日程については、本検討委員会の後、日程調整をさせていただきたいので、検討委員会が終わり次第、該当する委員と協議したい。
委員長 委員 A	報告事項に対する質問事項はないか。 分館を行政財産から普通財産にした場合、減価償却のことがあると思うが、建築あるいは解体といった協議もその場で行なわれたか。
生涯学習課長	三瓶地区、旧東宇和 4 町の委員の考えは資料にまとめたとおりである。詳細な案件については今後の検討とする。 ※他、分館制度分科会会長の説明に対する質疑はなし。
委員長	引き続き協議事項に入る。前回、前々回と地域づくり活動センターの機能についてグループごとにディスカッション

事務局	していただいた。各委員からグループワークで出た意見をもとに資料を作成し事前に皆様に配布している。 資料について説明。 ・ 前回のグループ討議の振り返り。 ・ 検討事項 3 で項目 1 ～ 3 の説明省略（前回までの内容を再掲したものであるため）
委員 B	前回いただいた資料 29-6 の中で、委員長の「行政区の単位で地域の区割り」という意見に興味を持った。前回、三瓶地区の分館が、手続きを経て公民館分館を、固有財産、行政区の拠点として使いたいと個人的には思っている。 財源は別にして、「行政区」でということで、三瓶地区は行政区に分館があり、行政区で一つの自治会なので、自治会の力なしでは、三瓶地区の活動センターは成り立たない考える。行政区で運営するいい方法があれば簡単に説明していただけないか。
委員長	小規模多機能自治のあり方については、歴史的な経緯を全くなしにして、西予市全体で統一した制度として運用するものではないことを申し上げたい。各地区に近いやり方を導入してもよいのではないかと私は思っている。 ただ、全市で共通したやり方を採用してよいものと、地区の独自性を出したほうがよいという線引きについては、様々な議論があると考ええる。 例えば、三瓶地区の 19 分館が、分館を廃止して集会所にする、あるいは、三瓶地区の皆さんが議論し、サブセンター的な位置づけで対応できないかも含めて、この場では提案をしていただきたいと思う。自分たちの地区はこんな運用がしたいという形で提案していただき、他の地区とのバランスの問題を含め、あるいは、費用のことまで踏まえたときにどこまで、どの形に近づくやり方について議論する方が良いと考える。 小規模多機能自治という考え方で市内一律に実施するというよりも、地区の判断で動かせる部分が少しずつ増えていかなければいけないと判断し資料に表した。具体的に実効性のあるものとして実現していくことについては、様々な制約条件がある。その中で、考えて答えを出していかないと考えている。

	※他質問事項なし。項目 1 ～ 3 は「省略する」ということで承認
事務局	資料 34 と項目 4（地域づくり活動センターの機能、地域づくりの場）について説明。
委員長	項目 4 は、一個ずつ内容を読み上げたうえで、委員の皆さんから御意見をいただきたい。 文中にある星印（★）の番号が、ワークショップで出た委員の意見に対応していることを表記している。センターに地域の様々な困りごとが集まり、住民が主体的に話し合い、あるいは、市の助成や協力をもらいながら解決していこうというような仕組みの中で進めていくのが理想と考えている。
委員 C	三瓶地区は公民館主事の依存度が低く、他の地区との認識が違う感じがする。実際に会計を持つ公民館とは違い、地域任用職員が各種団体等の事務局も担うと想定していることについては、19 の分館の中で、分館長がいて、会計の役職を持っている。形態として違うところがあると感じた。
事務局	資料では、地域として、地域任用職員に必ずしも諸団体の事務局を持たせるということではなく、選択肢として、担うこともできるという記述で、「想定」という表現にしている。
委員長	公民館主事の依存度が低いのではなく、19 の分館それぞれが自主的にやっていることを確認した。
委員 D	資料の中で矛盾しているのではないかと感じるところがある。「自主自立の住民自治を図ることが必要である」という文言で、地域住民が自主自立した取り組みを行っていく中で、実際に動いているのは公民館主事という現状から、公民館主事の役割というのが西予市内の旧 5 町でそれぞれ重さや仕事の量が違うと資料から読み取れる。例えば、三瓶地区で、公民館主事の依存度が低いのは、会計事務や各種団体の事務局等を地域の者が担っている。他の地域では、公民館主事に依存し、公民館主事も土日に仕事へ出てきている、犠牲になっていることが実態的にあるのではないか。そのなかで、地域の実情に応じて各団体の事務局を担うことを想定していると読み取っている。 ある程度地域づくり活動センターに移ったときに、人員配置のところでコストが発生するが、コストが発生しない部分

	で、もう少し考えていく必要があると考える。なぜなら、これだけ財政難が想定されることが、当初から意見が出ている。この先も踏まえてもう少し、後の検討課題の中に人員配置の検討事項が入ってくると思うが、もっと協議していかないといけないのではと感じた。 内容から逸れるかもしれないが、説明の中で、人財のことについて、「財」を財産の「財」の字を使うことについて違和感がある。人は財産ですと書いていただいているが、文書の流れで読んでいくと、「そう感じているのか」と思うことがある。使うときは文章の流れの前後でもう少し「財」の字の使用を考えていただきたい。表記について理解できる箇所もあるが、例えば、「人財を発掘し、育成する」という表現は、発掘されていない人材までの意味合いになるとどうかなと思う。文章の流れを考えてみてはどうか。委員長と事務局で文章を見直すなかで確認していただきたい。
事務局	地域づくりの場で、人財の「財」を「たから」として使っているのが多くあることから、今回統一して使わせていただいた。委員長のご指導をいただきながら今後作成していただきたい。
委員 A	もっと若い人に、公民館を知ってもらおうという思いがある。先日、ある会議で若い世代で集まる会議があり、その中で「公民館」という言葉が出た。これは幸いと思い、「公民館に行ったことがあるか」と質問した。「公民館って何をやる場所か」という話題になり、私なりに知っている範囲で社会教育、町内会、福祉、防災など説明した。少子高齢化が進み、19 時過ぎると若い人がいない現象も起きていることから、ぜひ、公民館を訪れてほしいという内容で話をしたが、私たちには関係ないとの返事だった。私の提案で、行政窓口、各種団体支援事務、地域づくり活動において、若い方の相談、社会福祉協議会で心配事相談があるが、それとは別に、若い方の悩み（貧困とか）を聞きつける、いい話があれば外へ配信するなど、新しいことをして、若い人を近づける策を取って欲しい。
委員長	「支えあい・つながりの場」や「人づくり・学びの場」で、若い世代にも参画していける場にしていけばよいと思う。
委員 B	資料 32-6 に「〇〇の場」とあるが、地域づくりの場、支

	え合いの場、生涯学習の場は、施設へ行かない人は対象外になるのか。行政窓口の場は委員長が検討の場であつたらよいと提案されているが、文字に表すのは難しいかと。考える余地はあるのではないか。
委員長	多様な人が参加できる仕掛けを作らないといけないと思う。先ほどあつた「人財」については「人材」を「人財」と強調したい部分があり、すべての人が「財産」であるという意味と受け取れることから、事務局と協議しながら言葉の使い方について考えていく。「地域づくり活動の場」の表記のところで多少修正箇所が出たが、内容としてこの方向で進めていただけないかと思うがどうか。
委員 C	分館問題において公民館主事が諸団体の会計を持ち、それが制度化されるという変な認識があるので、整合性をとっていただければと思う。
委員長	地域それぞれにやり方があることも含めて整合性をとり、検討していきたい。 ※他、異議なし。
事務局	項目 4 「支え合い・つながの場」について説明。
委員長	多様な問題が地域にあり、地域の独自性に応じた対応の仕方ができることを強調した表現として「支えあい・つながの場」としております。
委員 B	市政懇談会、意見交換に参加しているが、宇和地区は 49 の自治会、8,000 人の人口がいて、三瓶東地区に地域づくり活動センターができれば、10 の行政区、人口 3,400 人がいる。活動センターの運営を主事一人でこなせるか。
事務局 委員 E	行政業務のあり方については後ほど説明する。 表記・表現で、「人口減少・少子高齢化を向かえる」というのがある。この表現は、「向かっている」人を「迎える」の「迎」の字ではないか。（福祉）の事項にもある「伴う」も「向かっている」でいいのでは。項目 2 でも「人口減少社会に伴う」ともあるので、「人口減少社会に向かう地域の課題」というと修飾関係がすっきりすると考えるのでご検討を。
委員長	事務局と一緒に文言については考えていく。「支えあい・つながの場」についてはこのような方向でよろしいか。

事務局 委員長 委員 F	※他、異議なし。 項目 4 「行政窓口の場」について説明。 行政窓口の機能において何が必要か、ご意見はないか。 「必要な時に」「必要な場所で」「必要な人財が」「必要な力を発揮する」とあるが、職員の身分や権限の違い、お互いが協力しながら仕事を進めることでも人によってはできる、できないがあると思う。良い仕事ができるには住民みんなが携われるような形で、言葉通りにみんなができるような仕組みを検討できればと考える。
委員長	詳しくは検討事項 4 で協議できればと思う。いろんな支障が出てくるかもしれないと思うが、そこを乗り越えていくことが必要。今のような内容で方向性としてよろしいか ※他、異議なし
事務局	「人づくり学びの場」について説明。副委員長より（具体策案）の①～⑦について、項目ごとの説明を提案。事務局説明。
委員 G	13 ページの具体策案「条例への明記」について、「社会教育」という文言で明記されることになっているが、12 ページでは「社会教育」は「生涯学習」の中に入っているので、「生涯学習を推進する」とした方が広義の概念になるのでは。
事務局 委員 G	「生涯学習」に変えることも可能。 生涯学習が社会的には広い概念での取り組みになるのではないかと思う。社会教育と生涯学習の整合性、使い方を精査してもらいたい。
委員 B	生涯学習を推進する法律を明記していただきたい。それと社会教育主事は西予市に何名いるか。
生涯学習課	社会教育主事は現在、再任用職員を含めて 30 名いる。そのうち 60 歳未満が 25 名で、平均年齢は 44 歳である。
委員 B 生涯学習課	社会教育主事をすべてのセンターに配属できるのか。 公民館主事全員が社会教育主事の講習を全員受けているというわけではない。社会教育主事の配置については、センターを司る中枢に配置という意味で表記させていただいている。

委員 B	14 ページの「総合教育会議」について、市長部局へ社会教育を移行するのは、教育委員と社会教育委員の活躍なしには担保はとれないと考える。三瓶地区の委員さんがなぜ少ないのか。
生涯学習課	地域性だけでなく、団体からの選任もあるため。
委員 B	しっかりした担保をとってもらわないと、充実した活動センターにはならないと考える。
委員 A	生涯学習の項目について、教養がますます必要ということは、「学び直す」という考えを持っている。
委員長	「学び直す」ということは、よく大学の講義等でも使うが、学び直しも含めてそういう機会が提供されるのもありと考える。
委員 E	資料には触れられていないが、センターの事業を審議する審議機関は条例に設置するのか。
事務局	検討して進めていきたい。
	他、異議なし
事務局	項目 5 「営利活動」について説明
委員 C	先進地視察にて、最終的に営利活動の目的として指定管理の流れになっている。交付金は半永久的に出るものではなく、市の補助など金銭的な行政の支援がないと、なかなか形として実行に移せない。この点は考慮していただきたいと思う。
事務局	例えば法人化するときの、大きな財政的な支援が必要という文言はどう取扱うか。
委員長	センターが主な担い手となり行う事業と、地域住民が地域課題に解決に立ち上がる事業にそれぞれ支援の場があると考え。八幡浜日土地区にある輸送サービスのよう、多様な団体との連携の中で進めていくことも文言としてあればよい。また、最近、手上げ型交付金事業の相談の中で、収益事業とかかわる部分をやりたいという声がある。そのような道筋も列挙していくと分かりやすい。
委員 A	一つ一つ課題を設けてクリアしていくのも一つの方法ではないか。
委員 H	営利活動については、ある程度整備が必要なものと考え。視察で、施設への事業予算が出ており、その辺を十分に

	考えていきたい。それと、手上げ型交付金方式について、今、野村町内の各自治振興協議会が交付金に手を上げて申請を出し、内容が良ければ事業採択されるのですが、ソフト事業だけしか対象になりません。やはりこれからは、ものをつくる施設、特に大事なものは「装置」で、いかに高性能の装置があることで、良質な地域特産品が生み出せることが非常に大事なことと私なりに考える。手上げ型交付金方式ももう少し、ソフト面と、ハード面を充実させる方向があればいいなと思う。
事務局	確かに、手上げ型交付金事業は、ソフト事業に特化した事業において採択している。ソフト事業を達成するためには、どうしても必要とするハード面の経費は認めている。ハード事業でもソフト的な開発費用につきましては、対象経費と認めるには非常に難しい。市では他にも経済振興課や国の補助もあるので、利用できる補助金をご紹介する形での支援になる。
委員長	規約的には制約があるが、事業の照会をしながら、一緒にできる環境づくりができればいいかと思う。
委員 F	地域づくり活動センターで一番魅力的なのは、営利活動と思う。一番難しいが、地域づくり活動センターの運営も、交付金を使って運営していくが、その中で営利活動は利益が目的なので、利益を生み出す可能性が高い。利益の扱いがどうなるかをある程度や明確にした方がよいと考える。
委員長	利益が上がったときにどうするか。本来は個人事業者と事業者登録をしていただく。そして税金を払っていただくということになる。これから本格的になっていくと、必要になるかと思う。利用者登録しただけで、何もしなくても市民税・県民税がかかるので、どういう形で処理するのかは議論していく。ケースバイケースになる可能性は高いが、そういう形で理論武装していかないと、コミュニティ内で乖離する可能性があるので、気を付けながら検討したい。
委員 B	17 ページの「財源確保」の 4 番目、「地域づくり活動センター活動負担金徴収」について、昨年 10 月に雲南市の大東地区振興協議会を訪れた際に、自治会会費の他に 2,000 円の負担があると聞いた。自治会が、これをよく思わないで、離脱するところもあると聞いた。負担の形で行政区が反発する恐れがあると考え。実際に、各世帯が地域づくり組織に負

事務局	担している地域がございましたらその感想を述べていただきたい。 金額は十分承知してないが、野村町の中筋地区では徴収している。
委員 B 事務局	これは大事な問題なので、慎重にやっていただきたい。 資料の例示はあくまでも財源の確保手段として紹介しているまでである。
委員長	他の地区で言うと、マーケット店舗がなくなり、その店舗を運営するために各世帯から 1000 円ずつ出してもらって運営するという、事例として紹介するのは「あり」だが、そうしないといけないというわけではない。そこは地区で決めてもらいたいと思う。「各世帯」というよりかは「有志」と考えたい。
委員 I	資料を拝読して、美辞麗句、並べ立てたような言葉で、理想には程遠いなという印象を受けている。まず、我々が地域づくり活動センターはなにが根本にあるかが見えにくい。 社会教育の必要性は、成人教育、婦人教育、老人教育を含めて、日本国憲法あるいは教育基本法、学校教育法になによりも先駆けて、昭和 21 年 7 月 1 日に公民館の設置について文部省から通達されたことを説明している。美辞麗句を並べるのはいいが、一番の土台になっている、拠点とすべき場所、西予市の財源が厳しい中で、一括法にあった社会教育施設を市長部局へ移管するが、公民館を拠点としたいのなら 27 カ所、どこが財政的なところを持つのか。基金の資料を見て、私の計算では 5 ～ 7 年が精いっぱいとする。事業をするなら 5 年持つかないと心配している。反対するわけではないが、分館となると、みなさんの前で提案者が提言すべきと思う。 文言はきれいな言葉で、独特の言い回しで、無報酬で地域のことや運動会の手伝いといった、お互いの助け合いがあれば、今、心のデフレ、精神的な希薄化、こういう中で理想だけが進むのかなと感じる。何を基準に、はっきりしないといつまでもこういう論争で地域のエゴに走るとしか私は思えない。この際、しっかりとした活動案を検討すべきと考える。
事務局	資料 37 について、地域振興基金については、年度単位で、議会の承認を経て、地域づくり振興基金を、地域づくり交付金として使っても構わないという承認を得てから使用している。当市としては地域づくり活動センターができ、継続し

	ていくためには、事業として何らかの市の支援は必要である と考える。財源に関しては、今後検討していき、取組みをし ながら進めていく必要があると考えている。
委員長	すごく大事なポイントでもあり、私自身も目指すべき目標 (ビジョン)を共有して近づかなければならない。美辞麗句 と受け取れるかもしれないが提示する必要はある。ただ、足 元のことはまだ別の議論になる。意見を踏まえながら、具 体的な対応において議論いただきたい。
委員D	受益者負担よりもいろんなサービスに対して負担金をだ すというのが財源確保につながるのではと思う。柔軟的に考 えていければよいかと思う。
委員長	資料の通りに進めていただきたいが、他ご意見はないか。 意見なし。
事務局	項目6「機能を充実するために必要なこと」、引き続いて 項目7「その他」について説明。
委員G	1点目は、人口の多い、三瓶小学校区、宇和町小学校区、 野村小学校区では公民館と自治会の在り方が異なる。中川地 区のように集落が7つあり、それぞれの集落に集会所があ り、集約する場所として公民館がある。その公民館が自治セ ンターになるのと、三瓶・宇和・野村の人口の一番多い自治 センター化がどうなるのか、分館分科会についても同じこと が言える。どのようにセンター化していくかが私には見えて こない。 2点目は、旧小学校施設を利用について、今後センター化 にあたり、小学校に移転した方がいいのではと思う。公民館 施設は、住民みんなが避難する十分な空間がないことから、 校舎や運動場、体育館があり、眠っている施設を住民が逆に 利用し、経済活動もする。今、旧小学校は水道も切られ、全 然使えない状態のところが多い。旧小学校施設を人が集まる ところにするすることで、地域活性化につながると考える。その 意味で、旧小学校区の、校舎、敷地、体育館を今後どのよう に活用し直すか、あくまでもICT、今の公民館も自治セン ターにするということから、公民館施設に事務局はこだわっ ているのではないか。この2点お伺いしたい。検討課題とし ていただいても結構。

事務局 副委員長 委員長	休閑施設を使う案もよいと思う。検討事項6「活動センターの設置箇所」で議論していきたい。 「地域づくり組織と自治会の関係」は大変重要ではないかと考える。それぞれの地域でこの項目は良く考えていただきたい。自治会組織の目的は住民意思の決定の場と考えたい。地域づくり活動組織は自治会組織と一緒にって課題解決するものと私は思う。 今日の修正文言と今後の検討課題については、事務局と修正して「報告」という形で公表したいと思う。 4. 次回の日程について 次回の開催日程について、協議の結果、10月26日（月曜日）午前9時30分からの開催で決定。 5. その他 狩江地区では10月から、地域任用職員の雇用について、今日の地区内で開催される常会で報告する旨を周知。 6. 閉会 閉会挨拶 副委員長 閉会 12:10
備 考	